

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号 最終改正 平成 26 年 2 月 12 日 25 建企第 538 号 1 目的 この要領は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という。）により実施する事務処理について必要な事項を定める。なお定めのないものについては長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号）（以下「標準型試行要領」という。）を適用する。 2 対象工事 標準型試行要領に基づく工事で、適切な施工体制の確認が求められる工事において試行する。 3 入札公告の記載事項 契約担任者は、施工体制確認型により一般競争入札に付そうとするとき、標準型試行要領 4 に追加して次に掲げる事項を公告するものとする。 (1) 施工体制確認型総合評価落札方式による旨。 (2) 開札後に施工体制の確認を行うための追加資料の提出を求め、聴取り調査を行うこと。 (3) 削除 (3) 9 (1)に該当する者が行った入札を無効とすること。	長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号 1 目的 この要領は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という。）により実施する事務処理について必要な事項を定める。 2 対象工事 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 46 号）（以下「標準型試行要領」という。）に基づく工事で、適切な施工体制の確認が求められる工事において試行する。 3 入札公告の記載事項 契約担任者は、施工体制確認型により一般競争入札に付そうとするとき、次に掲げる事項を公告するものとする。 (1) 施工体制確認型総合評価落札方式による旨。 (2) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。 (3) (2)の聴取り調査に必要な追加資料を求めること。 (4) (3)の追加資料の提出しない者（あらかじめ提出を行わない旨を入札執行者に申し出た者を除く。）および(2)の聴取り調査に応じない者が行った入札を無効とすること。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
(4) 前各号に定めるもののほか、施工体制の確認に関し必要な事項。 (5) 削除 4 施工体制確認型における落札者決定の方法及び総合評価の方法並びに総合評価の基準 (1) 標準型試行要領 12 の「総合評価落札方式 (標準型) 落札者決定基準」は適用しないものとし、別添「施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)により、標準型試行要領 3 に定める学識経験を有する者の意見を聴いた上で定めるものとする。 (2) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱 (平成25年長崎県告示第709号) (以下「低入札要綱」という。)第4条の規定に基づく低入札調査対象者 (以下「低入札調査対象者」という。)のうち、5の規定に基づく追加資料の提出	(5) 前各号に定めるもののほか、施工体制の確認に関し必要な事項。 4 施工体制確認型の評価の方法 (1) 施工体制確認型の評価値は、次の算式により算定するものとする。 $\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$ (2) 標準点、加算点及び施工体制評価点並びにその配点は、次のとおりとする。 ① 標準点は総合評価落札方式 (標準型) 落札者決定基準第3条2項に基づく点数とし、配点は100点とする。 ② 加算点は総合評価落札方式 (標準型) 落札者決定基準第3条2項に基づく点数とし、配点は30点とする。なお、加算点の一部は施工体制評価を踏まえ補正を行うものとする。 ③ 施工体制評価点は、設計図書等において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数とする。配点は30点とし、次の項目ごとに15点とする。 ア 品質確保の実効性 イ 施工体制確保の確実性

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
及び6の規定に基づき聴き取り調査の結果、9 (1) の規定により入札の無効とならなかった者に対して、低入札要綱に基づく調査を行う。 5 追加資料の提出 (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、<u>長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針（平成25年6月25日25建企第200号）（以下「施工体制確認型運用指針」という。）</u>3に定める追加資料の提出を求めるとしてその旨の通知を行うものとする。ただし、その申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、追加資料を求めないことがあり、この場合施工体制評価点は満点の30点とする。 (2) 追加資料を求められた者（以下「追加資料提出者」という。）は、前項の入札執行者が指定する日までの間に限り、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該申し出を行った追加資料提出者の入札は無効として取り扱い、9 (2) の規定は適用しないものとする。 (3) 追加資料の作成等に要する費用は、追加資料提出者負担とし、追加資料の返却及び公表は行わないものとする。また、追加資料は提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、追加資料及び聴取りの内容により、契約担任者が必要と認め、追加資料提出者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。 6 聴取り調査の実施 (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格	5 追加資料の提出 (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、<u>別途定める追加資料の提出を求めるとしてその旨の通知を行うものとする。ただし、その申込みに係る価格が長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）（以下「低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）</u>規定に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）以上の場合は、追加資料を求めないことがある。 (2) 追加資料を求められた者（以下「追加資料提出者」という。）は、前項の入札執行者が指定する日までの間に限り、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該申し出を行った追加資料提出者の入札は無効として取り扱い、9 (2) の規定は適用しないものとする。 (3) 追加資料の作成等に要する費用は、追加資料提出者負担とし、追加資料の返却及び公表は行わないものとする。また、追加資料は提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、契約担任者が必要と認め、追加資料提出者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。 6 聴取り調査の実施 (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする（以下聴取り調査の対象者を「聴取対象者」という。）。 ただし、その申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、聴取り調査を行わないことがある。 (2) 契約担任者は、聴取対象者に対し、5 (1) の規定により追加資料の提出を求めるものとする。 (3) (1) の聴取り調査は、低入札要綱第6条の規定に基づく調査とは異なるものであることに留意すること。	で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする（以下聴取り調査の対象者を「聴取対象者」という。）。 ただし、その申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、聴取り調査を行わないことがある。 (2) 契約担任者は、聴取対象者に対し、5 (1) の規定により追加資料の提出を求めるものとする。 (3) (1) の聴取り調査は、低入札調査制度要綱第6条の規定に基づく調査とは異なるものであることに留意すること。
7 施工体制の評価 (1) 施工体制の評価は、標準型試行要領5に基づく技術資料、追加資料および聴取り調査等の結果に基づき、「表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準」に規定する評価項目ごとに評価する。 (2) 前項の規定による評価結果により、「図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方」に基づき加算点の補正を行う。	7 施工体制の評価 (1) 施工体制の評価は、標準型試行要領5に基づく技術資料、追加資料および聴取り調査等の結果に基づき、4 (2) ③に規定する評価項目ごとに評価する。 (2) 前項の規定による評価は、15点または0点のいずれかとする。
8 施工体制評価点の審査 施工体制評価点の審査は、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）において行い、4と同様に標準型試行要領3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。ただし、低入札調査基準価格に満たない聴取対象者がいなかった場合は、技術審査分科会と学識経験を有する者の意見を聴取は省略できるものとする。	8 施工体制評価点の審査 施工体制評価点の審査は、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）において行い、標準型試行要領3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。ただし、低入札調査基準価格に満たない聴取対象者がいなかった場合は、技術審査分科会と学識経験を有する者の意見を聴取は省略できるものとする。
9 追加資料の不備等 (1) 聴取対象者が、「表-2 追加資料に係る入札無効要件」に該当する場合	9 追加資料の不備等 (1) 聴取対象者が、追加資料の全部もしくは一部を提出しない場合 (5 (2))

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
合はその者の入札を無効とする。 (2) 上記(1)の聴取対象者のうち、虚偽の<u>追加資料</u>の提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合で、悪質性が高い者に対しては「長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」(平成12年4月27日長崎県告示第559号の6)により指名停止を行う。 10 その他 この要領に定めのない事項は、標準型試行要領によるものとする。また、これらによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。 附 則 この要領は、平成25年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。	の規定による申し出を行っている場合を除く)、提出した追加資料に不備がある場合または聴取り調査に応じない場合はその者の入札を無効とする。 (2) 上記(1)の聴取対象者のうち、虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合で、悪質性が高い者に対しては長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領により指名停止を行う。 10 その他 この要領に定めのない事項は、標準型試行要領によるものとする。また、これらによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。 附 則 この通知は、平成25年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
別紙 施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準 1. 落札者の決定方法 (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。 (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。 (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。 2. 落札仮決定者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。 なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。 また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適當であると認められるときは、落札仮決定者としなければならない。 (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。	別紙 施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準 1. 落札者の決定方法 (1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。 (2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。 (3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。 2. 落札仮決定者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。 なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。 また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適當であると認められるときは、落札仮決定者としなければならない。 (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
(2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。 (3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。 基準評価値＝標準点/予定価格×100,000,000 なお、予定価格の単位は円とする。 (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（特別重点調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。 3. 総合評価の方法 評価値は、次の算出方式により算定する。 (1) 評価値の算出方式 評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）/入札価格×100,000,000 なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。 (2) 標準点 標準点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とする。	(2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。 (3) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。 基準評価値＝標準点/予定価格×100,000,000 なお、予定価格の単位は円とする。 (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（特別重点調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。 3. 総合評価の方法 評価値は、次の算出方式により算定する。 (1) 評価値の算出方式 評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）/入札価格×100,000,000 なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。 (2) 標準点及び加算点 標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点し、加算点の満点は30点とする。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
(3) 加算点 ① 加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、加算点の満点は30点とする。 ② 加算点の算出方式 加算点は、「(3) ③加算点の評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。 加算点＝評価点数の合計値 ③ 加算点の評価の基準 加算点の評価の基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項をもって評価するものとするが、別表「評価の基準【参考例】」をふまえ、公告文において適切に示すものとする。 ④ (4) の規定に基づく施工体制評価点(β)による加算点の補正 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、施工体制評価前の技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数とする。ただし、技術提案以外の加算点については、施工体制評価後の補正は行わない。 (4) 施工体制評価点(β) ① 施工体制評価点は、入札説明書において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、満点は30点とする。 ② 施工体制評価点の評価の方法	(3) 加算点の算出方式 加算点は、「(4) 加算点の評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。 加算点＝評価点数の合計値 (4) 加算点の評価の基準 別表のとおり。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<u>施工体制評価点は、下記の評価項目毎に2段階で評価（15点/0点）するものとする。</u> <u>ア 品質確保の実効性</u> <u>イ 施工体制確保の確実性</u> <u>（5）削除</u> <u>（6）削除</u> <u>（7）削除</u> 4. その他 施工体制確認型総合評価落札方式の場合は、総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準は適用しない。	<u>（5）施工体制評価点（β）</u> <u>施工体制評価点は、設計図書等において求める要求要件を実現でき、確実性の高さに対して与える点数で、満点は30点とする。</u> <u>（6）施工体制評価点の評価の方法</u> <u>施工体制評価点は、下記の評価項目毎に2段階で評価（15点/0点）するものとする。</u> <u>ア 品質確保の実効性</u> <u>イ 施工体制確保の確実性</u> <u>（7）施工体制評価点による加算点の補正</u> <u>施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、施工体制評価前の技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合（β/30）を乗じた点数とする。ただし、技術提案以外の加算点については、施工体制評価後の補正は行わない。</u> 4. その他 施工体制確認型総合評価落札方式の場合は、総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準は適用しない。

改正後		現行																			
別表 評価の基準【参考例】	省略	別表 評価の基準【参考例】	省略																		
表一 施工体制評価点の評価項目と評価基準 (追加) 表一 1 施工体制評価点の評価項目と評価基準 <table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価</th><th>満点</th></tr><tr><td rowspan="2">品質確保の実効性</td><td>工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">施工体制確保の実効性</td><td>工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td></td></tr></table>				評価基準		評価	満点	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15	その他	0		施工体制確保の実効性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15	その他	0	
評価基準		評価	満点																		
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15																		
	その他	0																			
施工体制確保の実効性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15																		
	その他	0																			
図一 1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方 (追加) 図一 1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方 図一 1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方 ※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。 評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。 それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。 ※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数... (施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点																					

改正後			現行
表一 追加資料に係る入札無効要件 (追加)			
表一 追加資料に係る入札無効要件			
番号	区分	表番号	入札を無効とする具体的要件
1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同一視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料に代表者(年間委任状により委任を受けた者の印を含む。)の押印がない場合
		(6)	資料が特定できない場合
		(7)	他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3	添付すべきでない書類等が添付されている場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(2)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(3)	提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
5	記載された内容及び聴取り調査の結果、不備が認められる場合	(1)	入札説明書等に記載された要求要件を実現できず確認できない場合(確認できる資料が不足している場合)
		(2)	記載内容に不備がある場合
		(3)	記載内容と聴取り内容において整合性が図れていない場合
		(4)	各様式間において整合性が図れていない場合
6	すべての資料が未提出の場合	(1)	指定の期日までに全ての資料が提出されない場合
7	聴取り調査の対応	(1)	聴取り調査に応じない場合
		(2)	配置予定技術者が聴取り調査に参加しない場合 (申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。)
		(3)	指定の時刻までに聴取り調査出席者が集まらず聴取り調査ができない場合

* 誤字等の軽微な誤り、添付資料等の欠落は無効としない